

許可申請手続の改正 及び 包括許可制度の手続の改正等について

2012年4月

経済産業省 貿易管理部
安全保障貿易審査課

目 次

1. 通達改正の全体像
2. 提出書類通達について
3. 包括許可関連通達について
4. 直線軸位置決め精度の申告値について
5. キャッチオール関連通達の改正
6. その他の制度の見直し
7. 制度・運用の見直しの変遷
8. 電子申請率向上に向けた取組について
9. NACCS貿易管理サブシステムについて
10. 安全保障貿易管理ホームページの活用

1. 通達改正の全体像

<通達改正の趣旨>

安全保障貿易管理審査関連通達について、企業の取引実態や諸外国の輸出管理運用の実態などを踏まえ、所要の見直しを行ったもの。

<見直し対象の通達>

- ①輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について(※1)
- ②包括許可取扱要領(※2)
- ③直線軸位置決め精度の申告値について
- ④大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について

<その他通達改正(関連規程の改定に伴う一部改正等)>

- ⑤輸出貿易管理令の運用について(※2)
- ⑥外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について(※2)
- ⑦特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について
- ⑧輸出貿易管理令別表第1の2の項(1)から(8)まで又は(10)若しくは(10の2)に掲げる貨物の輸出許可等について
- ⑨電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について(※2)
- ⑩電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について(※2)
- ⑪輸出管理内部規程の届出等について(※2)
- ⑫電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時等に通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについて(※2)
- ⑬電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について(※2)
- ⑭税関における包括許可の確認方法について(※2)

改正通達の施行日:2012年4月1日

※1 ①の通達については、4月1日の改正通達施行後も、改正前の通達に基づいた手続きを6月30日まで認められる。

※2 ②、⑫～⑭及び⑤⑥⑨～⑪の一部については、2012年7月1日施行

3

2. 提出書類通達について

「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」(平成24・03・23貿局第1号輸出注意事項24第18号)

2-1. 改正のポイント

2-2. 通達の一本化・構成整理

2-3. 提出書類の明確化・簡素化

2-4. 需要者による誓約書の見直し

2-5. 輸出者による誓約書の廃止

4

2-1. 改正のポイント

1. 通達の一本化・構成整理

「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請書に伴う添付書類等について(お知らせ)」等合計13の通達を一本化・簡略化しました。

2. 提出書類の明確化・簡素化

- 申請の際に提出する書類の様式化・明確化を行いました。
- プログラム提供の申請明細書を、貨物輸出と同じ様式に一本化しました。

3. 需要者による誓約書の見直し

- 再移転に関する事前同意手続きを廃止し、再販売に関する事前同意手続きは原則ストック販売に限定しました。
- 需要者等による誓約書を様式化するとともに、経済産業省から求められているものである旨の位置づけを明確化しました。

4. 輸出者による誓約書の廃止

輸出者による誓約書を廃止し、需要者等から事前同意に係る手続きを求められたときには経済産業省に手続きを行う旨の許可条件を課す制度としました。

5. 事前同意が不要となる場合の明記

輸出した貨物が費消されたとき等には誓約書に基づく事前同意が不要となる旨を通達本文に記載しました。

5

2-2. 通達の本化・構成整理

添付書類関連通達の本化・構成整理

以下の合計13の通達を一本化・簡略化しました。

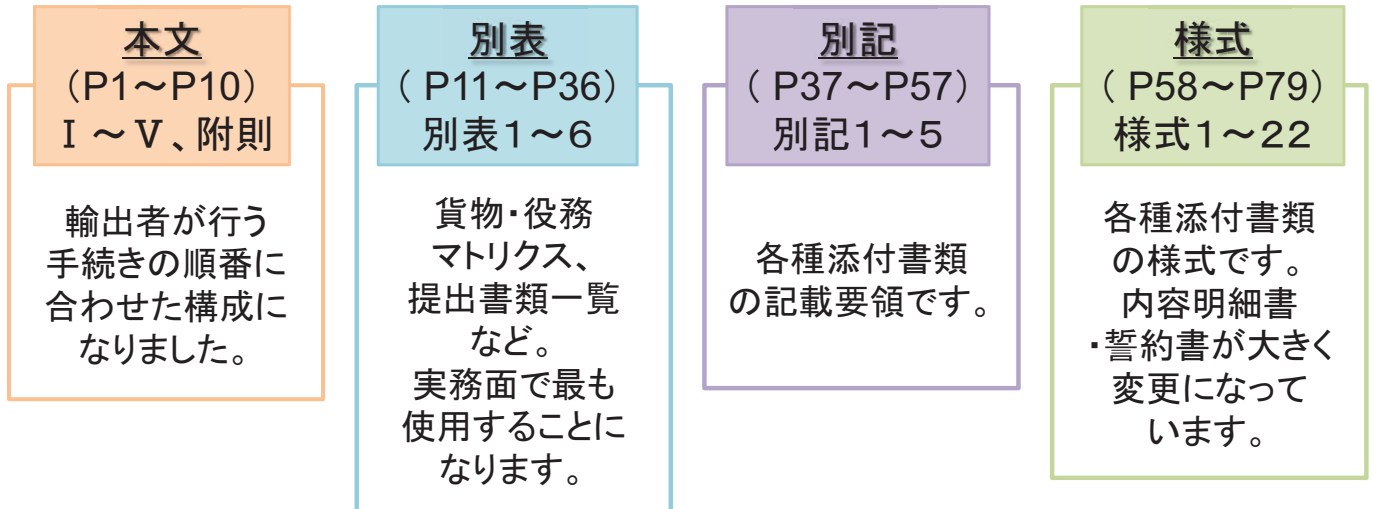
大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について	同一契約において輸出許可と役務取引許可又は特定記録媒体等輸出等許可の申請が必要となる場合の一括申請について(お知らせ)
通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について	
輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請書に伴う添付書類等について(お知らせ)	輸出貿易管理令別表第1の2の項(12)に掲げる貨物の輸出許可等に係る事前同意について
武器のクレーム輸出等に係る添付書類について(お知らせ)	需要者等が確定していない場合の輸出許可等の取扱いについて(お知らせ)
輸出貿易管理令別表第1の3の項(1)に掲げる化学物質の輸出に係る「最終用途証明書」について	輸出者等誓約書に基づく我が国を仕向地とする貨物の再輸出等の際の事前同意について
輸出貿易管理令別表第1の8の項に掲げる電子計算機等の輸出許可申請に係る誓約書について(お知らせ)	大量破壊兵器関連設計・製造技術の提供に伴う相談の書式について(お知らせ)
輸出許可等に係る申請書及び添付書類の郵送による提出等について(お知らせ)	輸出者誓約書及び需要者誓約書における誓約事項の遵守について(お知らせ)

6

2-2. 通達の一本化・構成整理

通達の構成

- 大きく、以下の4つの内容で構成されています。
- 本文は少なく、別表以降が多い構成となっています。



7

2-2. 通達の一冊化・構成整理

本文の構成

I. 許可申請の前に輸出者及び 提供者が実施する事項

申請の前に取引に関して確認すべき
①～⑱の項目を提示。

II. 輸出許可申請、役務取引許可申請 又は特定記録媒体等輸出等許可申請 に係る添付書類等について

申請時に提出する書類(詳しくは別表)、
主な注意点(誓約書、許可条件等)について記載。

III. 許可後の手続き

再輸出・再販売等の事前同意手続きについて記載。

IV. 用語の解釈

V. 申請書及び添付書類の 郵送による提出等

+ 附則(経過措置等)

8

2-2. 通達の一本化・構成整理

別表の構成

別表1～6まで。
提出書類を確認する際に参照してください。

別表1 貨物、仕向地及び提出書類

別表2 技術、提供先国及び提出書類

別表3 国及び地域区分の対照表

別表4 提出書類一覧

別表5 事前同意手続きの対象外となる貨物

別表6 申請書及び添付書類の郵送による提出先

別表1 貨物、仕向地及び提出書類			
貨物	仕向地	提出書類	申請窓口
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(50)までに掲げる貨物	い地域①	A	経済産業局
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(50)までに掲げる貨物のうち、告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物	い地域②	B2	本省
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(50)までに掲げる貨物のうち、輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物	い地域②	C	本省
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(50)までに掲げる貨物(告示で定める貨物及び輸出令別表第1の14又は15の項の中欄に掲げる貨物を除く。)	い地域②	B1	経済産業局
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(50)までに掲げる貨物	ろ地域	C	本省

別表3

地域名	い地域①	い地域②	ろ地域
国・地域名			
アイスランド			○
アイルランド	○		
アゼルバイジャン			○

別表4

提出書類C			
番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
①	輸出許可申請書	2通	運用通達 別表第3
②	輸出許可・役務(プログラム)取引許可申請内容明細書	1通	別記1 (ア)
③	契約書等及びその写し	各1通	別記1 (イ)
④	輸出令別表第1の記載項目との対比表等	該当貨物毎に各1通	別記1 (ウ)
⑤	カタログ又は仕様書等の技術資料	1通	別記1 (エ)
⑥	需要者等の事業内容及び存在確認に資する資料	1式	別記1 (オ)
⑦	需要者等の誓約書	1通	別記1 (カ)様式2又は3

9

2-2. 通達の一本化・構成整理

別記の構成

別記1～5まで。
各種記載要領等を示しています。

別記1 提出書類の記載要領

各種提出書類の記載要領を詳しく示しています。(別表4の右端欄に対応)

別記2 誓約書の記載要領

提出書類のうち、誓約書について、より詳細な記載要領を示しています。

別記3 最終用途誓約書に係る注意事項

需要者等から誓約書を取得する際に、需要者等に理解していただく注意事項を示しています。

別記4 許可条件に関する事項

許可証に記載される許可条件の例を示しています。

別記5 事前同意手続きに係る書類の記載要領

本文のⅢ.の事前同意相談書・要請書の記載要領を示しています。

10

2-2. 通達の一括化・構成整理

様式の構成(様式1~22)

これまでホームページにのみ掲載していた様式についても、通達上で明確化しました。

様式1 輸出許可・役務(プログラム)取引許可申請内容明細書	様式7 最終用途証明書(CWCに基づく輸入国政府からの証明書)	様式13 郵送による許可申請書類等の送り状	様式18 輸出許可又は役務取引許可条件履行書類
様式2 最終用途誓約書(最終需要者確定)	様式8 授權証明書	様式14 需要者等が事前同意を得ずに再輸出等をしたことを把握したときの報告・情報提供について	様式19 再輸出・再販売等に関する事前同意相談書
様式3 最終用途誓約書(最終需要者未確定)	様式9 委任状	様式15 (貨物・技術)の保管、再販売等の状況報告書	様式20 提供技術により製造した製品の輸出・販売に関する事前同意相談書
様式4 最終用途誓約書(CWC規制品目)	様式10 証明書(原本証明書)	様式16 据付報告書(設置状況報告書)	様式21 再輸出、再販売等の事前同意相談要請書
様式5 移設検知装置に係る確認書	様式11 証明書(事前同意手続きの際の原本証明書)	様式17 受領確認書	様式22 提供技術により製造した製品の輸出、販売の事前同意相談要請書
様式6 需要者の当該貨物の調達実績等	様式12 価格等内訳説明書		

11

2-3. 提出書類の明確化・簡素化

提出書類の確認方法

(事例) 工作機械の輸出の場合
(仕向地: 中国)

- 許可申請内容明細書、誓約書について、大きく様式が変更になっています。
- 提出書類については、貨物マトリクス(別表1)、国地域区分(別表3)から、提出書類一覧(別表4)を確認してください。

(1) 別表1の貨物マトリクスを確認します。

別表1 貨物、仕向地及び提出書類

貨物	仕向地	提出書類	申請窓口
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(50)までに掲げる貨物	い地域①	A	経済産業局
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(50)までに掲げる貨物のうち、告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物	い地域②	B2	本省
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(50)までに掲げる貨物のうち、輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物	い地域②	C	本省
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(50)までに掲げる貨物(告示で定める貨物及び輸出令別表第1の14又は15の項の中欄に掲げる貨物を除く。)	い地域②	B1	経済産業局
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(50)までに掲げる貨物	ろ地域	C	本省

(2) 別表3の国・地域区分一覧を確認します。

地域名	い地域①	い地域②	ろ地域	は地域①	は地域②	に地域①	に地域②	ほ地域	へ地域	と地域①	と地域②	ち地域
中華人民共和国			○		○	○				○	○	○

(3) 別表4の提出書類一覧(提出書類C)を確認します。

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
①	輸出許可申請書	2通	運用通達 別表第3
②	輸出許可・役務(プログラム)取引許可申請内容明細書	1通	別記1 (ア)
③	契約書等及びその写し	各1通	別記1 (イ)
④	輸出令別表第1の記載項目との対比表等	該当貨物毎に各1通	別記1 (ウ)
⑤	カタログ又は仕様書等の技術資料	1通	別記1 (エ)
⑥	需要者等の事業内容及び存在確認に資する資料	1式	別記1 (オ)
⑦	需要者等の誓約書	1通	別記1 (カ) 様式2又は3

(4) 別記1、2の記載要領、様式を参照し、必要書類を作成してください。

特に、

①許可申請内容明細書

②需要者等の誓約書

について、大きく様式が変わっていますので、次のスライド以降ご説明します。

2-3. 提出書類の明確化・簡素化

許可申請内容明細書について

「輸出許可・役務(プログラム)取引許可申請内容明細書」(様式1)

[illegible]

○プログラムも記載する様式
となりました。

○これまで各種添付書類に分散して記載をお願いしていたものを統合しました。

◆記載方法はP37の別記1(ア)に詳しく示しています。

◆Q&Aも併せてご覧ください。

◆なお、電子申請を行う場合は、お手数ですが、当面の間、「輸出許可・役務(プログラム)取引許可申請内容明細書」のPDFを添付してください。

2-4. 需要者による誓約書の見直し

需要者等の誓約書について

最終用途誓約書（様式2～4）

第2の欄には当該医薬品が作成したものであり、最終仕組品の最終製造業者が記入するものである。）
 供給業者名
 （日本の輸出業者名）

最終仕組品供給者
 （経済産業省への提供を目的とするもの）

第1節：供給者

(a) 輸出業者
 (b) 買主
 (c) 買主の住所
 (d) 買主の国
 (e) 買主の住所
 (f) 最終製造業者
 (g) 最終製造業者の住所
 (h) 貨物物の使用範囲 (a) と異なる場合) _____

第2節：貨物物（貨物、ソフトウェア、技術）

(a) 貨物物の説明（例：製造業者／型、等級、種類、シリアルナンバー） (b) 数量／重量

1	_____	_____
2	_____	_____
3	_____	_____
4	_____	_____
5	_____	_____
6	_____	_____
7	_____	_____
8	_____	_____
9	_____	_____
10	_____	_____
11	_____	_____
12	_____	_____
13	_____	_____
14	_____	_____
15	_____	_____
16	_____	_____
17	_____	_____
18	_____	_____
19	_____	_____
20	_____	_____

(a) 契約番号 / 契約のサイン日 _____

第3節：管轄事項

(a) 第2節で示した貨物物の用途は次のとおりです。 _____

(b) 上記の貨物物及び/又はその複製は、大量製造品目の設計、製造及び/又は使用、すなわち、医薬品、化学品、生物製品及び/またはそれらの大量複製（医師の診断システム又は診断システム又はI.A.E.A.保健機関が使用できない）物理的イミテーション、複製、または製造には使用しません。また、貨物物の使用は上記の目的に限定され、複製には使用しません。 _____

(c) 上記の貨物物（第2節）に添付する複製権を保持し、使用します。 _____

(d) 複製は（国）に _____ とどまらず、/で費消します。 _____

(e) 複製（国）は、上記の貨物物を再輸出しません。また、やむを得ず当該貨物物を再輸出する場合、経済産業省から義務を課された。 _____

(f) 上記の貨物物の再輸出に _____

(g) 上記の貨物物を再輸出を含む場合（国）は、当該国に再輸出したものとして国に再輸出します。 _____

(h) 上記の貨物物の再輸出 _____

(i) 上記の貨物物の再輸出 _____

(j) 上記の貨物物の再輸出 _____

(k) 上記の貨物物の再輸出 _____

(l) 上記の貨物物の再輸出 _____

(m) 上記の貨物物の再輸出 _____

(n) 上記の貨物物の再輸出 _____

(o) 上記の貨物物の再輸出 _____

(p) 上記の貨物物の再輸出 _____

(q) 上記の貨物物の再輸出 _____

(r) 上記の貨物物の再輸出 _____

(s) 上記の貨物物の再輸出 _____

(t) 上記の貨物物の再輸出 _____

(u) 上記の貨物物の再輸出 _____

(v) 上記の貨物物の再輸出 _____

(w) 上記の貨物物の再輸出 _____

(x) 上記の貨物物の再輸出 _____

(y) 上記の貨物物の再輸出 _____

(z) 上記の貨物物の再輸出 _____

(aa) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ab) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ac) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ad) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ae) 上記の貨物物の再輸出 _____

(af) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ag) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ah) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ai) 上記の貨物物の再輸出 _____

(aj) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ak) 上記の貨物物の再輸出 _____

(al) 上記の貨物物の再輸出 _____

(am) 上記の貨物物の再輸出 _____

(an) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ao) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ap) 上記の貨物物の再輸出 _____

(aq) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ar) 上記の貨物物の再輸出 _____

(as) 上記の貨物物の再輸出 _____

(at) 上記の貨物物の再輸出 _____

(au) 上記の貨物物の再輸出 _____

(av) 上記の貨物物の再輸出 _____

(aw) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ax) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ay) 上記の貨物物の再輸出 _____

(az) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ba) 上記の貨物物の再輸出 _____

(bb) 上記の貨物物の再輸出 _____

(bc) 上記の貨物物の再輸出 _____

(bd) 上記の貨物物の再輸出 _____

(be) 上記の貨物物の再輸出 _____

(bf) 上記の貨物物の再輸出 _____

(bg) 上記の貨物物の再輸出 _____

(bh) 上記の貨物物の再輸出 _____

(bi) 上記の貨物物の再輸出 _____

(bj) 上記の貨物物の再輸出 _____

(bk) 上記の貨物物の再輸出 _____

(bl) 上記の貨物物の再輸出 _____

(bm) 上記の貨物物の再輸出 _____

(bn) 上記の貨物物の再輸出 _____

(bo) 上記の貨物物の再輸出 _____

(bp) 上記の貨物物の再輸出 _____

(bq) 上記の貨物物の再輸出 _____

(br) 上記の貨物物の再輸出 _____

(bs) 上記の貨物物の再輸出 _____

(bt) 上記の貨物物の再輸出 _____

(bu) 上記の貨物物の再輸出 _____

(bv) 上記の貨物物の再輸出 _____

(bw) 上記の貨物物の再輸出 _____

(bx) 上記の貨物物の再輸出 _____

(by) 上記の貨物物の再輸出 _____

(bz) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ca) 上記の貨物物の再輸出 _____

(cb) 上記の貨物物の再輸出 _____

(cc) 上記の貨物物の再輸出 _____

(cd) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ce) 上記の貨物物の再輸出 _____

(cf) 上記の貨物物の再輸出 _____

(cg) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ch) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ci) 上記の貨物物の再輸出 _____

(cj) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ck) 上記の貨物物の再輸出 _____

(cl) 上記の貨物物の再輸出 _____

(cm) 上記の貨物物の再輸出 _____

(cn) 上記の貨物物の再輸出 _____

(co) 上記の貨物物の再輸出 _____

(cp) 上記の貨物物の再輸出 _____

(cq) 上記の貨物物の再輸出 _____

(cr) 上記の貨物物の再輸出 _____

(cs) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ct) 上記の貨物物の再輸出 _____

(cu) 上記の貨物物の再輸出 _____

(cv) 上記の貨物物の再輸出 _____

(cw) 上記の貨物物の再輸出 _____

(cx) 上記の貨物物の再輸出 _____

(cy) 上記の貨物物の再輸出 _____

(cz) 上記の貨物物の再輸出 _____

(da) 上記の貨物物の再輸出 _____

(db) 上記の貨物物の再輸出 _____

(dc) 上記の貨物物の再輸出 _____

(dd) 上記の貨物物の再輸出 _____

(de) 上記の貨物物の再輸出 _____

(df) 上記の貨物物の再輸出 _____

(dg) 上記の貨物物の再輸出 _____

(dh) 上記の貨物物の再輸出 _____

(di) 上記の貨物物の再輸出 _____

(dj) 上記の貨物物の再輸出 _____

(dk) 上記の貨物物の再輸出 _____

(dl) 上記の貨物物の再輸出 _____

(dm) 上記の貨物物の再輸出 _____

(dn) 上記の貨物物の再輸出 _____

(do) 上記の貨物物の再輸出 _____

(dp) 上記の貨物物の再輸出 _____

(dq) 上記の貨物物の再輸出 _____

(dr) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ds) 上記の貨物物の再輸出 _____

(dt) 上記の貨物物の再輸出 _____

(du) 上記の貨物物の再輸出 _____

(dv) 上記の貨物物の再輸出 _____

(dw) 上記の貨物物の再輸出 _____

(dx) 上記の貨物物の再輸出 _____

(dy) 上記の貨物物の再輸出 _____

(dz) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ea) 上記の貨物物の再輸出 _____

(eb) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ec) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ed) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ee) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ef) 上記の貨物物の再輸出 _____

(eg) 上記の貨物物の再輸出 _____

(eh) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ei) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ej) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ek) 上記の貨物物の再輸出 _____

(el) 上記の貨物物の再輸出 _____

(em) 上記の貨物物の再輸出 _____

(en) 上記の貨物物の再輸出 _____

(eo) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ep) 上記の貨物物の再輸出 _____

(eq) 上記の貨物物の再輸出 _____

(er) 上記の貨物物の再輸出 _____

(es) 上記の貨物物の再輸出 _____

(et) 上記の貨物物の再輸出 _____

(eu) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ev) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ew) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ex) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ey) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ez) 上記の貨物物の再輸出 _____

(fa) 上記の貨物物の再輸出 _____

(fb) 上記の貨物物の再輸出 _____

(fc) 上記の貨物物の再輸出 _____

(fd) 上記の貨物物の再輸出 _____

(fe) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ff) 上記の貨物物の再輸出 _____

(fg) 上記の貨物物の再輸出 _____

(fh) 上記の貨物物の再輸出 _____

(fi) 上記の貨物物の再輸出 _____

(fj) 上記の貨物物の再輸出 _____

(fk) 上記の貨物物の再輸出 _____

(fl) 上記の貨物物の再輸出 _____

(fm) 上記の貨物物の再輸出 _____

(fn) 上記の貨物物の再輸出 _____

(fo) 上記の貨物物の再輸出 _____

(fp) 上記の貨物物の再輸出 _____

(fq) 上記の貨物物の再輸出 _____

(fr) 上記の貨物物の再輸出 _____

(fs) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ft) 上記の貨物物の再輸出 _____

(fu) 上記の貨物物の再輸出 _____

(fv) 上記の貨物物の再輸出 _____

(fw) 上記の貨物物の再輸出 _____

(fx) 上記の貨物物の再輸出 _____

(fy) 上記の貨物物の再輸出 _____

(fz) 上記の貨物物の再輸出 _____

(ga) 上記の貨物物の再輸出 _____

(gb) 上記

- 再移転に関する事前同意手続きを廃し、再販売に関する事前同意手続きは原則ストック販売に限定しました。
- 需要者等による誓約書を様式化するとともに、経済産業省から求められているものである旨の位置づけを明確化しました。

経済産業省から求められているものである旨の位置づけを明確化しました。

(この様式は経済産業省が作成したものであり、最終仕向国の最終需要者が記入するものである。)

供給者名
(日本の輸出者名)

最終用途誓約書
(経済産業省への提示を目的とするもの)

事前同意手続きが必要となるものの対象が、再輸出と再販売の一部(ストック販売)に限定されました。

(d) 我々（私）は、上記の貨物等を再輸出しません。なお、やむを得ず当該貨物等を再輸出する場合、経済産業省から義務を課された（日本の輸出者名）の書面による事前同意を得ます。

需要者が、別記3の「最終用途誓約書に係る注意事項」を理解した旨をチェックする、チェックボックスを設けています。

(h) ☐ 我々（私）は経済産業省からの「最終用途誓約書に係る注意事項」の内容を説明され、確かに理解しました。

2-4. 需要者による誓約書の見直し

誓約書の様式について

○最終需要者が確定している場合と確定していない場合で様式が異なります。

様式2
(最終需要者が
確定している場合)

様式3
(最終需要者が
確定していない場合)

様式4
(貨物がCWCで規制されてい
る品目(提出書類D2~D4)の
場合)

英語版の様式はコチラ ※誓約書は、必ずこちらの様式を使用してください。

→ http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/shinseisho/tenpu24fy/seiyakusho_yoshiki_kisaiyouryou.pdf

○「追加的誓約事項」を加える場合があります。

追加的誓約事項の例:

- ① 最終需要者が確定していない場合であって、予定又は想定する販売先を特定できる場合
「第2節で示した貨物等で製造された貨物等は、[予定された又は想定される最終需要者]のみに販売されます。ここで示した販売先に再販売又は再輸出するときには事前同意の対象としません。」
- ③ 輸出令別表第1の3の項(1)に該当する化学物質の輸出をする場合
(イ)貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物を「に地域①」に輸出する場合又は同条第二号ニからト並びに同条第三号レからヤまでのいずれかに該当する貨物を「は地域②」に輸出するときに、以下の追加的誓約事項を追加することができます。
「第3節(d)の誓約事項に反し、やむを得ず、我々(私)が第2節で示した貨物等、その複製、[化学物質名]及び全重量の30%を超える[化学物質名]を含む混合物を再販売又は再輸出する場合、我々(私)は、第1節(a)で示した輸出者の書面による事前同意を得ます。」

15

2-4. 需要者による誓約書の見直し

誓約書に係る注意事項

「最終用途誓約書に係る注意事項」 (別記3-1、3-2)

別記3-1

(最終需要者が確定している場合)

最終用途誓約書に係る注意事項

経済産業省

貴社(あなた)が調達しようとする貨物、ソフトウェア又は技術は、国際的な輸出管理に関する合意のもと、日本の外国為替及び外国貿易法に基づき輸出が規制されています。供給者は、日本の経済産業省の許可を得る必要があります。このため貴社(あなた)には、以下のことについて理解していただき、協力をお願いします。

1. 経済産業省により指定された最終用途誓約書の内容及びこの「最終用途誓約書に係る注意事項(以下「誓約書注意事項」という。)」をよく理解し、その遵守をお願いします。その上で、最終用途誓約書の所定欄に①を、貴社(あなた)の代表又は権限を与えられた者による署名をしてください。最終用途誓約書は2通作成し、1通は貴社(あなた)が保管し、もう1通は供給者に渡してください。
2. 貴社(あなた)が今回入手したアイテムの所有権・使用権をやむを得ない事情で第三者に移転するときは、事前に、新たな最終需要者が、大量破壊兵器(ウラン濃縮、核燃料再処理、重水製造、ロケット・無人航空機の製造等を含む。)や武器の開発・製造の活動に関与していないことを確認してください。
3. 貴社(あなた)が今回入手したアイテムの所有権・使用権をやむを得ない事情で国内の第三者に移転するときは、貴社(あなた)が今回署名する経済産業省により指定された最終用途誓約書(あて先は直前の所有者である貴社(あなた)となります。)及び誓約書注意事項を、新たな最終需要者に提示し、今回貴社(あなた)が行うのと同様に署名された最終用途誓約書を2通取得してください。1通は新たな最終需要者が保管し、1通は貴社(あなた)が保管することになります。
4. 貴社(あなた)が今回入手したアイテムをやむを得ない事情で再輸出するときは、書面により、経済産業省から義務を課された供給者の事前了解を得てください。その際には、新たな最終需要者の存在、事業内容等を説明し証明するために、新たな最終需要者の事業登記簿、会社案内パンフレット等の客観的資料の提出が必要になります。新たな最終需要者が署名する経済産業省により指定された最終用途誓約書(あて先は日本の輸出者となります。)を提出(2通作成し、1通は新たな最終需要者が保管し、もう1通は供給者を通じて提出)することも必要になります。(供給者が存在しないときは、経済産業省に問い合わせてください。)
5. 将来、経済産業省が必要と認めるときには、直接又は供給者を通じて、貴社(あなた)が今回入手したアイテムの使用状況、保管状況、第三者への所有権・使用権の保有状況などを聞くことがあります。その時には、可能な限りの協力をお願いします。
6. 誓約事項に対して何らかの虚偽の声明又は不遵守があった場合は、将来的に、経済産業省の審査方針において否定的な影響を与えることがあります。

○需要者等から誓約書を取得する際には、需要者等に対して、経済産業省からの「最終用途誓約書に係る注意事項」について十分に説明し、理解した上での署名を求めてください。

○取得した誓約書とともに、需要者等が理解したことを確認したことの記録も保存してください。

別記3-2

(最終需要者が確定していない場合)

最終用途誓約書に係る注意事項

経済産業省

貴社(あなた)が調達しようとする貨物、ソフトウェア又は技術は、国際的な輸出管理に関する合意のもと、日本の外国為替及び外国貿易法に基づき輸出が規制されています。供給者は、日本の経済産業省の許可を得る必要があります。このため貴社(あなた)には、以下のことについて理解していただき、協力をお願いします。

1. 経済産業省により指定された最終用途誓約書の内容及びこの「最終用途誓約書に係る注意事項(以下「誓約書注意事項」という。)」をよく理解し、その遵守をお願いします。その上で、最終用途誓約書の所定欄に①を、貴社(あなた)の代表又は権限を与えられた者による署名をしてください。最終用途誓約書は2通作成し、1通は貴社(あなた)が保管し、もう1通は供給者に渡してください。
2. 貴社(あなた)が今回入手したアイテムの所有権・使用権を第三者に移転するときは、事前に、新たな最終需要者が、大量破壊兵器(ウラン濃縮、核燃料再処理、重水製造、ロケット・無人航空機の製造等を含む。)や武器の開発・製造の活動に関与していないことを確認してください。
3. 貴社(あなた)が今回入手したアイテムの所有権・使用権を国内の第三者に移転するとき又は再輸出するときは、書面により、経済産業省から義務を課された供給者の事前了解を得てください。その際には、新たな最終需要者の存在、事業内容等を説明し証明するために、新たな最終需要者の事業登記簿、会社案内パンフレット等の客観的資料の提出が必要になります。新たな最終需要者が署名する経済産業省により指定された最終用途誓約書(あて先は日本の輸出者となります。)を提出(2通作成し、1通は新たな最終需要者が保管し、もう1通は供給者を通じて提出)することも必要になります。(供給者が存在しないときは、経済産業省に問い合わせてください。)
4. 将来、経済産業省が必要と認めるときには、直接又は供給者を通じて、貴社(あなた)が今回入手したアイテムの使用状況、保管状況、第三者への所有権・使用権の保有状況などを聞くことがあります。その時には、可能な限りの協力をお願いします。
5. 誓約事項に対して何らかの虚偽の声明又は不遵守があった場合は、将来的に、経済産業省の審査方針において否定的な影響を与えることがあります。

16

2-4. 需要者による誓約書の見直し

誓約書取得に関するQ&A

Q. 「需要者等が理解したことを確認したことの記録」とは、具体的にはどのようなものを保存すれば良いのでしょうか？

A. 「誓約書に係る注意事項」の説明相手の名前・肩書、説明者の名前・肩書・日付、説明を受けたうえで需要者等が誓約書に署名したことの記録を保存してください。

代理の者によって説明を行った場合には、当該代理の者に対して、「誓約書に係る注意事項」の説明指示を行ったことについて確認できる書類又は記録も含みます。

→詳しくは、Q&Aをご覧ください。

Q. 誓約事項の中に「貨物等の使用は民生用途に限る」とあります。最終需要者自身が民生用途と言っている場合、当該事業者が軍用品の製造事業許可も有している場合は、どのように対応すれば良いのでしょうか？

A. 当該最終需要者において武器等の製造等に用いられないことが客観的に保証されなければ、基準を満たさないと判断されますので、安全保障貿易審査課にご相談ください。

→詳しくは、Q&Aをご覧ください。

17

2-4. 需要者による誓約書の見直し

最終需要者が再販売を行う際の手続き

(事例) 原許可時に最終需要者が確定していた貨物について、
最終需要者Aが国内の第三者Bに再販売を行う場合

以下の点にご注意ください。

①最終需要者Aは、事業者Bが大量破壊兵器や武器の開発・製造の活動に関与していないことを確認してください。

②事業者Bが署名する誓約書には、経済産業省が示す最終用途誓約書の様式2を用いてください。

③最終需要者Aは、事業者Bに対して、別記3-1に示す「最終用途誓約書に係る注意事項」を説明し、その内容を事業者Bが理解したことを確認してください。

④誓約書の宛先は、最終需要者Aとなります。

⑤誓約書は2通作成し、1通は最終需要者Aが、もう1通は事業者Bが保存してください。

⑥最終需要者Aは、誓約書とともに、事業者Bが「最終用途誓約書に係る注意事項」を理解したことを確認したことの記録も保存してください。

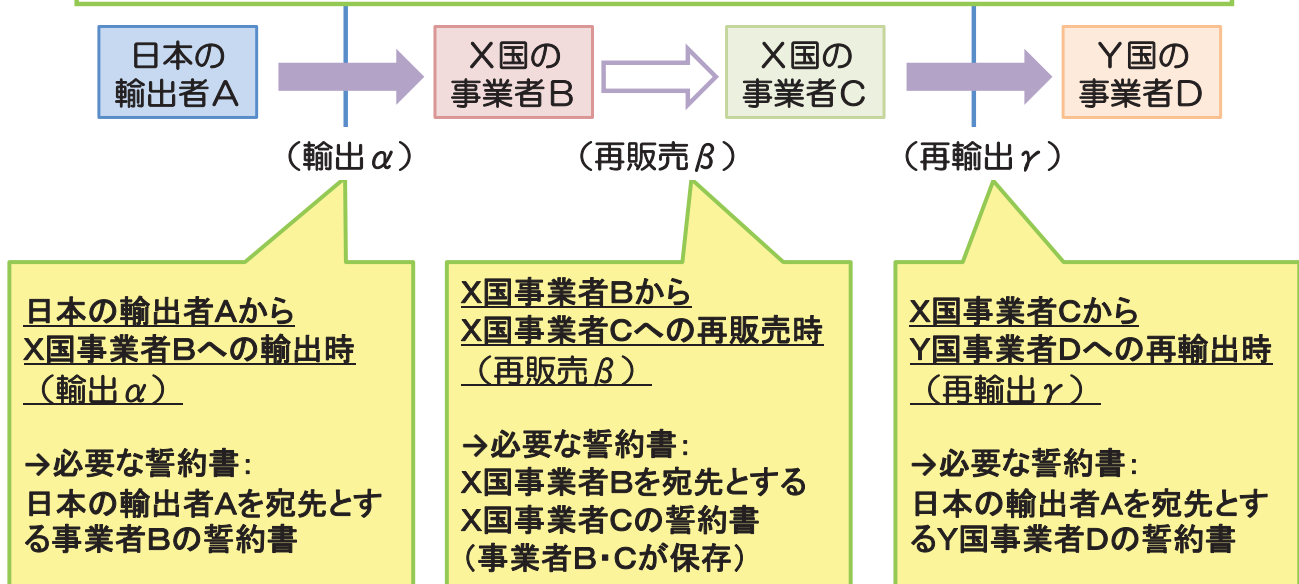
18

2-4. 需要者による誓約書の見直し

誓約書の宛先について

- 日本からの輸出の際に需要者等から取得する誓約書は、宛先が日本の輸出者になります。
- 再販売（許可申請時に最終需要者が確定している場合）の際に新たな最終需要者から取得する誓約書は、宛先が当初の最終需要者となります。
- 再輸出及び経済産業省への事前同意手続きが必要な再販売（ストック販売）の場合は、誓約書の宛先が日本の輸出者になります。

別記3-1に基づく輸出（最終需要者が確定）の場合に必要な誓約書の例



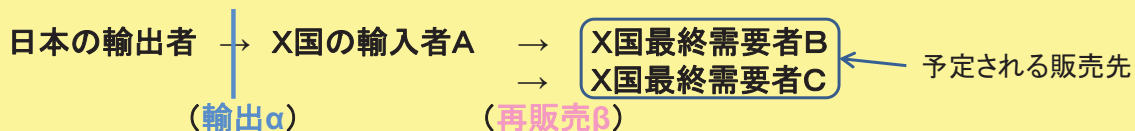
19

2-4. 需要者による誓約書の見直し

補修品に関する事前同意手続きが不要な場合

過去輸出した貨物の補修品として別表5に掲げる貨物をX国の輸入者Aに輸出する場合は、X国の輸入者Aから取得する誓約書について、最終需要者が確定していない場合を想定した別記3-2の「最終用途誓約書に係る注意事項」を輸入者Aに説明の上、予定される販売先であるX国最終需要者B、Cを記載したもの（様式3の第3節(d)に記載）を提出することで、当該最終需要者への再販売に係る事前同意手続きを不要とすることができます。

参考. 補修品に関する事前同意手続きが不要な場合（別表5貨物）の誓約書の扱い



日本の輸出者からX国輸入者Aへの輸出時 (輸出 α)

→必要な誓約書:
最終需要者が確定していない場合を想定した最終用途誓約書（様式3）で、予定される販売先B、Cを記載したものを使用。輸入者Aによる日本の輸出者宛の誓約書。
日本の輸出者とX国の輸入者Aが保存し、許可申請時に輸出者は経済産業省に提出する。
「最終用途誓約書に係る注意事項」は別記3-2を用いること。

X国輸入者AからX国最終需要者B、Cへの再販売時 (再販売 β)

→必要な誓約書:
最終需要者が確定している場合を想定した最終用途誓約書（様式2）を使用。
最終需要者B、Cによる日本の輸出者宛の誓約書。日本の輸出者及びX国最終需要者B・Cが保存。
「最終用途誓約書に係る注意事項」は別記3-1を用いること。なお、再販売βは補修品のための販売であり、既輸出貨物と1対1での交換が基本。

20

2-4. 需要者による誓約書の見直し

改正前の通達に基づき取得した誓約書について

○改正前の通達に基づき取得した誓約書は、新たな通達の施行後も有効です。

改正前の通達に基づき需要者の誓約書を取得・輸出者の誓約書を提出した場合、引き続き再移転・再販売(ストック販売以外も含む)に係る事前同意手続きが必要です。

○新たな通達に基づく誓約書に変更できる場合があります。

原許可時に特別の条件が課されていない場合や条件が課されていてもすでにその条件を履行済みのものについては、新たな通達に基づく誓約書を取得し直すことが可能です。

通達別記3の「最終用途誓約書に係る注意事項」の内容を需要者等に十分説明し、需要者等が理解したことを確認したうえで新たな誓約書を取得してください。
経済産業省には、以下の書類の提出をお願いします。

- | | |
|--------------------------|-----------|
| (1) 相談者からの誓約書変更に関する事前相談書 | 2通 |
| (2) 原許可証の写し(裏面の写しを含む) | 1通 |
| (3) 需要者等からの原許可時の誓約書の写し | 1通 |
| (4) 需要者等からの新しい誓約書 | 原本1部、写し1部 |

21

2-5. 輸出者による誓約書の廃止

輸出者から経済産業省に対する誓約書を廃止し、許可条件が課されることになります。

輸出者による誓約書を廃止し、需要者等から事前同意に係る手続きを求められたときには経済産業省に手続きを行う旨の許可条件を課す制度としました。

許可条件の例:

(a)最終需要者が確定している場合は、
「最終需要者から再輸出(再提供(当初の技術の提供先国以外の国で提供する場合に限る。))
に係る事前同意に係る手続きを求められたときには速やかに経済産業省に事前同意に係る
手続きを行い、経済産業省の指示に従うこと。」

(b)最終需要者が確定していない場合は、
「輸入者(取引の相手方)から再輸出又は再販売(再提供)に係る事前同意に係る手続きを
求められたときには速やかに経済産業省に事前同意の手続きを行い、
経済産業省の指示に従うこと。」

※ なお、(b)において、事前同意に係る手続きの対象外とする者があるときは、
「〇〇〇を除き」と示します。

22

3. 包括許可について

「包括許可取扱要領」(平成24・03・23貿局第1号輸出注意事項24第19号)

- 3-1. 包括見直しに向けた基本コンセプト
- 3-2. 包括許可の種類
- 3-3. 各種包括許可について
- 3-4. 包括許可全体の共通改正事項について

23

3-1. 包括見直しに向けた基本コンセプト

包括許可制度とは、国際レジームの加盟状況、輸出者の輸出管理能力などを鑑み、一定の仕向地と品目の組合せに対して一括して許可するもの。

従来の4つ(一般包括・特定包括・特別返品包括・特定子会社包括)の包括制度について、

- ・一般包括は、国際レジームメンバー国に対する簡便な運用を可能とする制度、
 - ・特定包括は、輸出者の厳格な輸出管理を前提に取引実態に合わせた簡便な運用を可能とする制度、
- というコンセプトの下で、2012年4月に関連通達を改正(同年7月施行)。

従来、包括許可制度については、3本の通達にまたがり規定されていたところ、通達の一本化を実施

- 包括許可取扱要領
- 包括許可について(運用のための輸出注意事項)
- 包括許可の手続等について(お知らせ)

通達の一本化

○包括許可取扱要領に統合(2012年7月1日施行)

包括取扱要領の構成

- I 一般包括許可(要件、範囲、申請書類等)
 - II 特定包括許可(要件、範囲、申請書類等)
 - III 特別返品等包括許可(要件、範囲、申請書類等)
 - IV 特定子会社包括許可(要件、範囲、申請書類等)
 - V 特定手続等(電子申請)
 - VI 申請書類の記載方法等
- 別表1から8(許可条件)
別表A(貨物のマトリックス)、別表B(役務のマトリックス)、地域設定について
様式(様式第1から20、様式a、aの2及び記載例1)

【別表A】 特別一般包括輸出許可／一般包括輸出許可／ 特定包括輸出許可／特定子会社包括輸出許可マトリックス					
「さの通」		仕 向 地			
輸出令別表第1項番		1地域①	1地域②	5地域 (1地域を 除く)	5地域
輸出令別表第1の2の項(1)、(2)、(4)又は(5)に掲げる貨物であって、貨物等令第1条第1号、第2号、第4号又は第5号(第4号に該当するものを除く)に該当するもの		—	—	—	—
輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等令第1条第3号に該当するもの(試薬又は標準物質として使用されるものに限る。)のうち、輸出申告の際の重量水の原子質量の総量が1キログラム未満のもの		特別一般 一般	特別一般	特定	—

24

3-2. 包括許可の種類

旧	新 赤字部分は2012年7月1日施行
一般包括輸出/役務取引許可	ホワイト包括 (一般包括輸出/役務取引許可) 貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、電子申請を前提とし、ホワイト国向けを限定に一定の仕向地・品目の組合せの輸出を包括的に許可する制度。輸出管理内部規程の整備は不要。 特一包括 (特別一般包括輸出/役務取引許可) 貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、非ホワイト国向けを含んだ一定の仕向地・品目の組合せの輸出を包括的に許可する制度。輸出管理内部規程の整備、実地調査の事前実施を要件とする。
特定包括輸出/役務取引許可 (複数回の許可取得実績)	特定包括輸出/役務取引許可 (複数回の許可取得実績) 継続的な取引関係を行っている同一の相手方に対する輸出を包括的に許可する制度。輸出管理内部規程の整備、実地調査の事前実施を要件とする。なお、インフラプラントプロジェクトについては、継続的な取引関係がなくても申請が可能。
特別返品等包括輸出・役務取引許可	特別返品等包括輸出・役務取引許可 防衛省等向けに輸入した装備品やその部分品(1項該当の武器)の不具合品、異品等を返却するための貨物の輸出及び役務の提供を包括的に許可する制度。CP整備、CL受理票の交付、実地調査の事前実施が申請要件。
特定子会社包括許可 (申請者との資本関係)	特定子会社包括許可 (申請者との資本関係) 我が国企業の子会社向け(50%超資本)に対する一定の品目の輸出について、包括的に許可する制度。輸出管理内部規程の整備、実地調査の事前実施を要件とする。 25

3-3. ① ホワイト包括（一般包括許可）について

1. 概要

輸出貨物の仕向地又は役務提供の提供先国を厳格な輸出管理が行われる輸出貿易管理令別表第3に掲げる地域(ホワイト国)に限定し、2項から14項までの特定の貨物の輸出(別表Aにおいて、「一般」と表記された貨物及び仕向地の組合せとなる輸出)又は役務の提供(別表Bにおいて、「一般」と表記された技術及びその提供地の組合せとなる取引)について**包括的に許可**する新制度

【別表A】
特別一般包括輸出許可／一般包括輸出許可／
特定包括輸出許可／特定子会社包括輸出許可マトリックス

仕向地	一般	特一	特定	特返
輸出令別表第1項第1号	○	○	○	○
輸出令別表第1項第2号	○	○	○	○
輸出令別表第1項第3号	○	○	○	○
輸出令別表第1項第4号	○	○	○	○
輸出令別表第1項第5号	○	○	○	○
輸出令別表第1項第6号	○	○	○	○
輸出令別表第1項第7号	○	○	○	○
輸出令別表第1項第8号	○	○	○	○
輸出令別表第1項第9号	○	○	○	○
輸出令別表第1項第10号	○	○	○	○
輸出令別表第1項第11号	○	○	○	○
輸出令別表第1項第12号	○	○	○	○
輸出令別表第1項第13号	○	○	○	○
輸出令別表第1項第14号	○	○	○	○

ホームページでは、国名での表記もする予定

2. 要件

ONACCSシステムによる電子申請限定

○申請時に輸出者等遵守基準を定める省令に基づく該非確認責任者及び統括責任者を登録
(CPの整備、CL受理票の交付不要)

Q1: ホワイト包括輸出許可を取得した後に特一包括輸出許可を取得することや、既に特一包括輸出許可を取得している中、新たに創設されたホワイト包括輸出許可を取得することは可能ですか。

A1: 特一包括輸出許可とホワイト包括輸出許可の両方を取得することは可能ですが、両方の許可を取得した場合には、それぞれの要件、許可の範囲、条件などに従い、個々の取引についてどちらの許可証を用いて輸出を行うのかを決め、社内管理をお願いします。

Q2: 一般包括輸出許可申請時にチェックリスト受理票ではなく、輸出者等遵守基準を定める省令に基づいた該非確認責任者を登録している場合は、ホワイト包括輸出許可証を使用して輸出する際の該非判定は、どういった手続が必要ですか。

A2: 申請時にチェックリスト受理票ではなく、輸出者等遵守基準を定める省令に基づいた該非確認責任者を登録している場合は、当該省令に沿った該非判定手続をお願いします。

従来の一般包括の要件であったCPの整備、CL受理票の交付を不要とし、厳格な輸出管理を行うホワイト国向けについては、可能な限り簡素な手続で輸出が可能に

3-3. ② 特別一般包括許可（特一包括）について

1. 概要

輸出貨物の仕向地又は役務提供の提供先国を輸出貿易管理令別表第3に掲げる地域(ホワイト国)に一部の非ホワイト国に限定した2項から14項までの特定の貨物の輸出(別表Aにおいて、「特別一般」と表記された貨物及び仕向地の組合せとなる輸出)又は役務の提供(別表Bにおいて、「特別一般」と表記された技術及びその提供地の組合せとなる取引)について包括的に許可する制度

2. 要件

- CPの整備、輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票(CL)の交付
- 安全保障貿易検査官室による事前の実地調査
- 輸出管理内部規程に基づき、社内審査を実施した上で貨物の輸出又は役務の提供実績
- 適格説明会の受講

3. 主な変更点

新規で取得する際には、安全保障貿易検査官室による事前の実地調査が要件化
一部の貨物・技術(輸出令別表第1の3項(2)7、3項(2)9、4項(4)、4項(13)、4項(15)2、4項(15)4、4項(16)、4項(24))については、非ホワイト国を仕向地とする取引を一般包括の対象から特定包括の対象に変更

4. 既保有者扱い

旧通達に基づく一般包括許可を受けている者は、改正後の通達による特別一般包括許可を受けているとみなす旨を附則にて規定

⇒ 更新時の実地調査不要、改正後の許可の範囲、条件が適用



非ホワイト国を仕向地とする包括制度であり、適切な輸出管理体制を構築している輸出者が対象

27

3-3. ③ 特定包括許可について

1. 概要

継続的な取引関係がある貨物の需要者又は役務を利用する者に対し、2項から14項までの特定の貨物又は役務のうち、継続的な取引実績がある貨物の輸出(別表Aにおいて、「特定」と表記された貨物及び仕向地の組合せとなる輸出)又は役務の提供(別表Bにおいて、「特定」と表記された技術及びその提供地の組合せとなる取引)について包括的に許可する制度。

継続的な取引関係

同一の需要者向けの輸出許可取得件数が1年間に6件以上(役務については、3件以上)若しくはその見込み又は3年間に於けるそれぞれの1年間に輸出取得許可件数が2件以上(役務については1件以上)あるもの

2. 要件

- CPの整備、CLの交付
- 安全保障貿易検査官室による事前の実地調査
- 輸出管理内部規程に基づき、社内審査を実施した上で貨物の輸出又は役務の提供実績
- 適格説明会の受講

3. 主な変更点

以下の取引については、継続的な取引関係の要件を撤廃(詳細次頁)

- ・インフラプラントプロジェクトに係る取引
- ・一部の貨物について、補修部品として個別許可を一度受けており、当該許可と同じ用途・使用場所等の取引

誓約書の内容、様式を個別許可申請に準ずるものに変更

4. 既保有者扱い

旧通達に基づく特定包括許可を受けている者は、改正後の通達による特定包括許可を受けているとみなす旨を附則にて規定

⇒ 改正後の許可の範囲、条件が適用される。



インフラプラントプロジェクトや補修品の輸出の実態に即した要件の緩和

28

3-3. ④ 特定包括許可の変更点について

インフラプラントプロジェクトについて

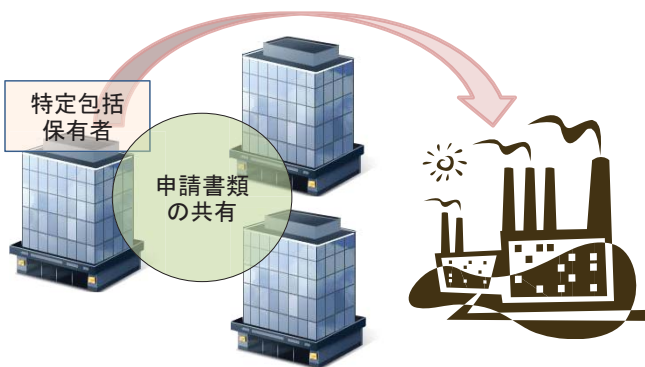
要件の撤廃

インフラプラントプロジェクトについては、継続的な取引が予め見込まれるため当該要件を撤廃

書類の共有化

当該インフラプラントプロジェクトに係る特定包括許可証を保有する者が既に存在しており、注文書等で申請者が当該プラントの取引に関与していることが確認できる場合には、需要者の概要説明書の提出不要

需要者の誓約書に申請者名が、宛先の一つに含まれており、かつ、誓約書の貨物等の欄の記載内容に申請貨物が含まれている場合には、申請者間で需要者の誓約書の共有が可能

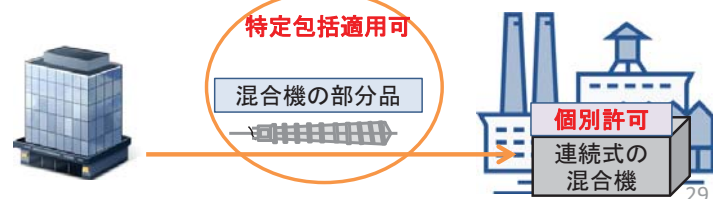


補修用輸出について

許可を受けて輸出した貨物の保守若しくは修理又は交換を目的として、以下に該当する貨物の本体又は部分品を輸出することが見込まれる場合であって、許可を受けた同一の需要者向けの輸出であるもの

- ・輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる測定装置のうち、半導体の製造用又は試験用の装置に組み込まれる非接触型測定装置
- ・輸出令別表第1の2の項(41)に掲げる高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品(ただし、半導体の露光装置用の電源に限る)
- ・輸出令別表第1の3の項(2)7に掲げる弁又は9に掲げるポンプ
- ・輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる連続式の混合機(部分品に限る)

例) 4項(8)に該当する連続式の混合機について、許可を取得した上で輸出した後、当該貨物の補修部品の引き合いがあった場合



3-3. ⑤ 特定子会社包括許可について

1. 概要

輸出者が過半数以上の株式を有している子会社(特定子会社)に対し、2項から14項までの特定の貨物の輸出(別表Aにおいて、「特定」と表記された貨物及び仕向地の組合せとなる輸出)及び役務の提供(別表Bにおいて、「特定」と表記された技術及びその提供地の組合せとなる取引)について包括的に許可する制度(詳細は次頁)

2. 要件

- 特定子会社の株式の過半数を所有
- OCPの整備、CLの交付
- 安全保障貿易検査官室による事前の実地調査
- 輸出管理内部規程に基づき、社内審査を実施した上で貨物の輸出又は役務の提供実績
- 適格説明会の受講

特定包括許可と異なり、申請時に貨物を特定する必要がなく、特手包括許可が適用可能な範囲全てが許可の対象

3. 主な変更点

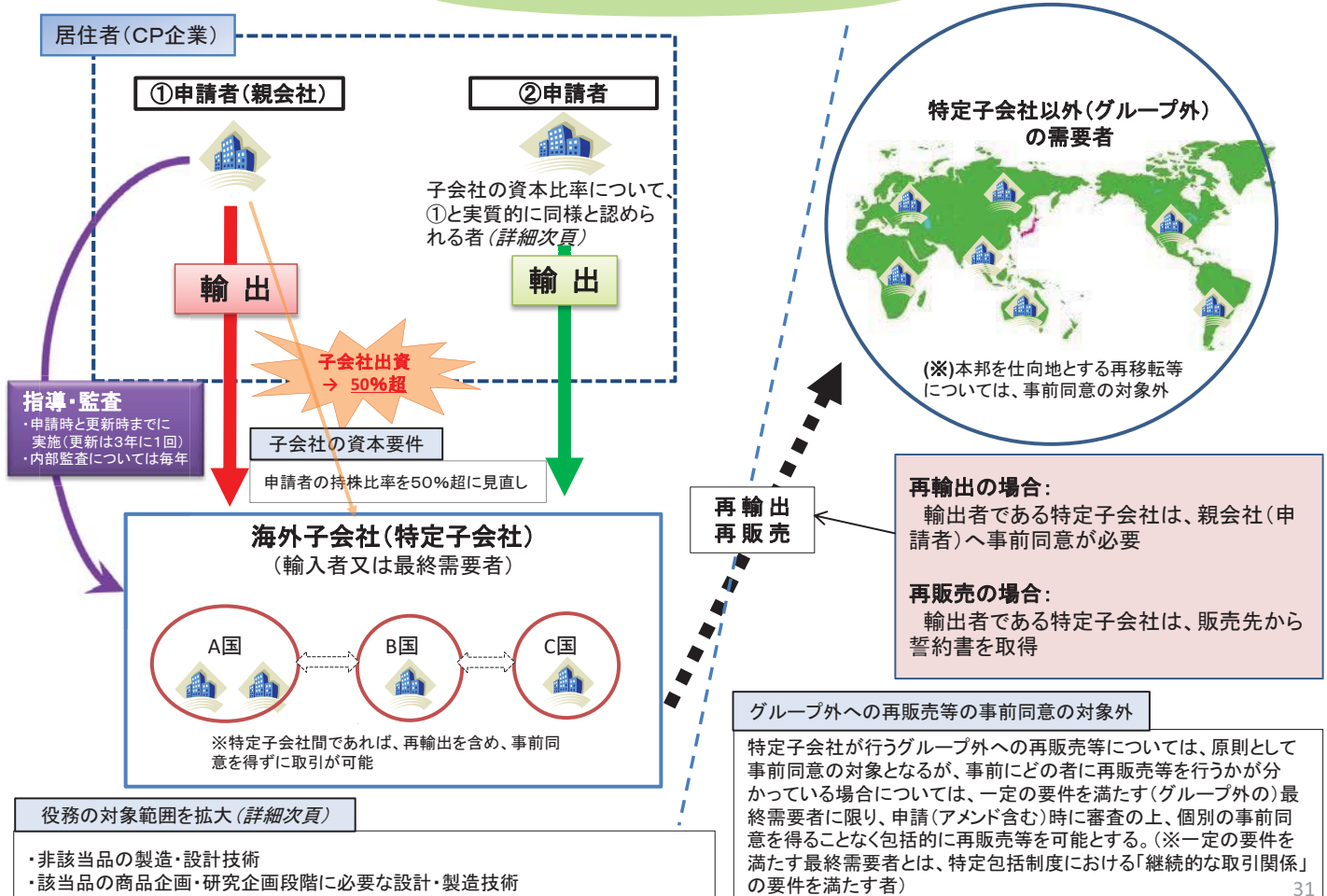
- ・特定子会社の資本比率を日本資本100%から50%超へ
- ・一の許可証において、輸出許可と役務取引許可を対象とするとともに複数国の特定子会社を対象可能
- ・METIの事前同意不要で特定子会社間の貨物の融通が可能。また、特定子会社と継続的な取引関係を有する者についても、特定子会社からの再輸出について、METIの事前同意不要
- ・役務の対象範囲拡大(①非該当品の設計・製造技術、②該当品の商品企画・研究企画段階に必要な設計・製造技術)
- ・誓約書の内容、様式を個別許可申請に準ずるものに変更

4. 既保有者扱い

旧通達に基づく特定子会社包括許可を受けている者が、改正後の通達に基づく更新をした際に改正後の許可の範囲、条件が適用

資本比率の緩和や複数国にまたがるグループ企業間の取引拡大に対応

3-3. ⑥ 特定子会社包括許可制度の概要



31

3-3. ⑦ 特定子会社包括許可の役務の対象範囲について

特定子会社の株式の過半数を有する者と実質的に同等と特に認められる者

国内又は海外のグループ会社の合資によって、子会社の株式を過半数有している場合などで、申請者のガバナンスが日本資本50%超の海外子会社と同等に機能すると認められる場合を想定

例)

申請者(B社)が30%、A国にあるB社の100%子会社が25%の株式をそれぞれ所有している子会社

役務取引の対象範囲拡大

従来より対象であった使用の技術に加え、以下の内容が追加

- ①設計又は製造に係る技術であって、輸出令別表第1の2から15までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものの設計・製造に用いるもの
- ②設計又は製造に係る技術であって、輸出令別表第1の2から15までの項の中欄に掲げる貨物のいずれかに該当するものの商品企画・研究企画段階において必要なもの

例)

- ①のケース・・・ 非該当であるA化学物質を製造する過程において、3項(1)に該当する技術である副生されるB化学物質の製造技術を提供する場合
- ②のケース・・・ 該当品である新商品の企画会議の場で議論に必要な概念設計図を提供すること、研究開発の場で研究を進めるために必要な基礎理論を提供する場合

- ②については、毎年1回の実績報告の対象から除外。なお、許可条件により、議事録等を7年間保存することが必要



32

3-4. 包括許可全体の共通改正事項について

1. 許可の範囲

輸出貿易管理令別表第3の2(国連武器禁輸国:アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン)及び別表第4(懸念国:イラン、イラク、北朝鮮)に掲げる地域を経由地・仕向地とする取引は、いずれの包括許可についても対象外

2. マトリックス(別表A及びB)の表記方法 従来の国名表記から地域群表記に変更

33

4. 「直線軸位置決め精度の申告値について」等の改正について

1. 「輸出貿易管理令の運用について(運用通達)」の一部改正

●保証値(カタログ値等)を用いた該当機の容認

<改正前> メーカーがカタログ等で公にしてる位置決め精度は、規制対象か否かの判断に当たり無効としていた。

<改正後> カatalog値等が該当機を示す場合は有効とする。

2. 「直線軸位置決め精度の申告値について」の改正

●位置決め精度の申告値の有効期間の見直し

<改正前> 該当機・非該当機にかかわらず、一律に有効期間(5年)を定め、輸出者に再提出を求めている。

<改正後> 該当機については、輸出者等の事務負担軽減のため、有効期間を設けないこととする。ただし、非該当機については変更なし。

●補正機能について

(1)補正機能の扱いに係る簡素化

<改正前> 補正機能については、輸出時に付加する可能性があるものを全て付加した上で測定し、申告値の提出を求めている。

<改正後> メーカーが、該当機又は該当機扱いとする場合に限っては、補正機能を含め、いわゆるシリーズものの型式を一括して提出することを認める。

(2)補正機能の扱いに係る簡素化

<改正前> 補正機能のメーカー名、型式等の記載を求めており、これらが変更となった場合には、「訂正(変更)願」の提出が必要であった。

<改正後> 該当機については、当該「訂正(変更)願」の提出は不要とする。

34

5. キャッチオール関連通達の改正

- 6本の関連通達を一本化しました。
- 輸出者が行う手続きの順番に合わせた構成になりました。

1. 輸出者が確認すべき事項 (P2～P7)

- (1)対象貨物等の確認
- (2)仕向地等の確認
- (3)おそれの強い貨物例
- (4)用途の確認
- (5)需要者の確認
- (6)明らかガイドライン

2. 事前相談 (P8～P10)

事前相談に必要な書類等を記載しています。

3. 経済産業省から許可申請すべき旨の通知を受けた場合 (P10～P12)

インフォーム要件について記載しています。

4. 申請手続き (P12～P18)

キャッチオール規制に係る許可申請を行う場合に必要書類等を記載しています。

5. 核兵器等の開発等に用いられる疑いがあること等を知った場合の取扱い (P18～P19)

上記の場合の経済産業省への報告について記載しています。

6. 用語の解釈 (P19～P26)

おそれ省令、おそれ告示等の用語の解釈を記載しています。

関連様式等

35

6. その他の制度の見直し

☆相談制度の改正

「特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について」

- ・該非判定にあたって法令等の解釈に疑義が生じた場合の問い合わせに対応。
氏名等を公表しない、インターネットの利用が可能。

☆原子力関連貨物の窓口

「輸出貿易管理令別表第1の2の項(1)から(8)まで又は(10)若しくは(10の2)に掲げる貨物の輸出許可等について」

- ・政府間手続きが必要な原子力関連貨物の許可申請について、窓口を一元化
(安全保障貿易審査課を窓口)する。

7. 制度・運用の見直しの変遷

☆工作機械等の輸出手続の合理化(平成22年3月、10月実施)

: 申請に係る必要書類の削減及び据え付け報告の簡素化等

☆「返品包括」の実施(平成23年4月施行)

: 一般包括許可の範囲に「返品に係る輸出」を追加

☆技術の「使用」の定義の改正(平成23年12月施行)

: 国際輸出管理レジームの定義と合わせる形で改正

☆再輸出等の際に必要な誓約書の見直し(平成24年4月施行)

- ・事前同意の対象を再輸出に限定(再移転・再販売時には原則不要)
- ・最終需要者誓約書の様式の整備

☆通達の整理・統合等「わかりやすさ」の向上(平成24年4月施行)

- ・複数に分かれている関連通達の一本化
- ・申請提出書類の様式化
- ・必要提出書類を仕向地と貨物のマトリックス表で整理 等

☆包括許可制度の見直し(平成24年7月施行予定)

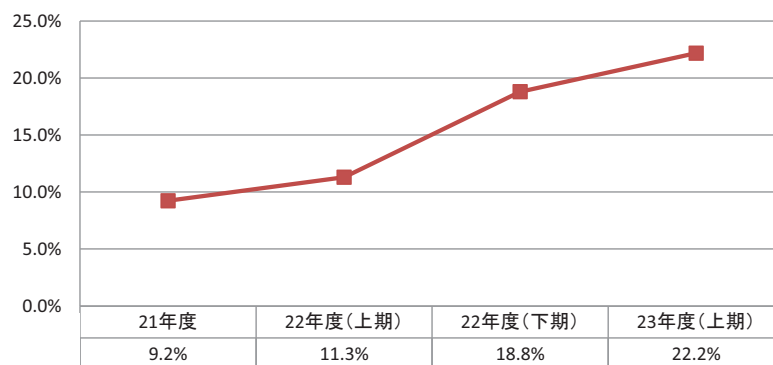
- ①一般包括制度: ホワイト国向け(一般包括)については、電子申請を前提にCP/CL要件を撤廃。
非ホワイト国向け(特別一般包括)については、「実地調査」を要件に追加。
- ②特定包括制度: インフラ・プラントプロジェクト、特定子会社に係る包括制度に関して、それぞれ継続的取引要件、資本要件等を緩和。

37

8. 電子申請率向上へ向けた取り組み

- ◆平成22年以降、電子申請への取り組みを強化
- ◆以来、電子申請率が増加
- ◆更なる電子申請の向上に向けて、企業等へのPR強化を推進中

電子申請率の向上



電子申請への取り組み

【制度関係】

- 一般包括許可(貨物・役務)の書面許可証から電子ライセンスへの更新を円滑化する通達改正(平成23年1月から施行)
- ホワイト国向け一般包括許可制度(電子申請のみ適用)の創設(平成24年7月から実施)

【システム等】

- NACCSとのシステム統合により、24時間365日の申請を実現(平成22年2月21日から実施)
- 本省・地方局での説明会や個別企業訪問の実施、ベストプラクティスの取りまとめと広報の実施 他

9-1. NACCS貿易管理サブシステムの利用申し込み手順

★ **まずは、NACCSセンターへお電話を。**
(次ページの窓口一覧を参照下さい。)



NACCSセンター



経済産業省

その後、下記の順番で手続きをお願いします。

【Ⅰ. NACCSセンター関連】

1. 利用申込書等の提出(利用者→NACCSセンター)
2. システム設定書類の提出(利用者→NACCSセンター)
3. **利用者ID**の取得(NACCSセンター→利用者)
4. デジタル証明書取得(NACCSセンター→利用者)
5. パッケージソフトのインストール(利用者)

【Ⅱ. 経済産業省への届出】

※経済産業省への届出は、NACCS利用者IDを取得してから行います。

1. 申請者届出書(別表第六)と次の資料を提出
 - ・届出理由書
 - ・登記簿謄本(法人)(個人の場合は住民票)
 - ・大きさA4の返信用封筒
2. 受領確認(システム登録確認)の受領
申請者届出書の内容がシステム登録されると、経済産業省から「受領確認(システム登録確認)」が送付されます。大切に保管してください。

39

9-2. NACCS貿易管理サブシステムの利用窓口

【NACCSセンター窓口】

事務所	住所	電話番号	FAX番号	運営時間
業務部 地域サービス課	212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館8階	0120-794521 044-520-6280	0120-794522 044-522-6284	08:30~ 18:00
東海事務所	455-0032 名古屋市港区入船-1-17 名古屋港湾会館F	0120-794523 052-654-6511	0120-794524 052-654-6601	08:30~ 18:00
西日本事務所	550-0004 大阪市西区靱本町-11-7 信濃橋三井ビル2F	0120-794525 06-6446-3812	0120-794526 06-6446-3811	08:30~ 18:00
九州事務所	812-0011 福岡市博多区博多駅前-4-1 博多駅前第一生命ビル2F	0120-794527 092-441-7825	0120-794528 092-434-3120	08:30~ 18:00

各事務所の担当地域は以下の通り。

事務所	担当地域
業務部 地域サービス課	北海道 青森県 秋田県 岩手県 宮城県 福島県 栃木県 茨城県 千葉県 山形県 新潟県 群馬県 埼玉県 山梨県 東京都 神奈川県
東海事務所	長野県 静岡県 岐阜県 愛知県 三重県
西日本事務所	富山県 石川県 福井県 京都府 滋賀県 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 岡山県 香川県 徳島県 愛媛県 高知県
九州事務所	島根県 広島県 山口県 福岡県 大分県 宮崎県 佐賀県 長崎県 熊本県 鹿児島県 沖縄県

◆NACCSセンターのHP
<http://www.naccs.jp/>

(トップページ最下部の「府省共通ポータル」→「パッケージソフト」からNACCSをインストールできます。)

【経済産業省窓口】

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課システム管理係
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 Tel : 03-3501-0538
※事前に電話にてご相談してください。

◆サービス利用申込書の入手

<http://www.meti.go.jp/policy/jetras/ejetraaj.html>

◆貿易管理に関する電子申請の詳しい情報

<http://www.meti.go.jp/policy/jetras/ejetraaj.html>

40

10. 安全保障貿易管理ホームページの活用

経済産業省の安全保障貿易管理ホームページでは、安全保障貿易管理制度の概要、輸出許可申請の手順、リスト規制に係る該非判定の流れ等を紹介。

URL: <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

許可申請に関する大半の基本情報が記載されています。


安全保障貿易管理
 経済産業省

Export Control

■ サイトマップ
 用語の手引き
 → English

TOPICS

最新の制度改正

- ▶ 「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」等の改正について(2012.3.28)
- ▶ 輸出貿易管理令の一部を改正する政令について(2011.12.26)
- ▶ 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達について(2011.12.26 更新)
- ▶ 外国ユーザーリストの改訂について(2011.12.9 更新)

意見募集中の案件

説明会開催状況

- ▶ [適格説明会](#)
- ▶ [輸出者等遵守基準説明会](#)
- ▶ [大学向けブロック説明会](#)
- ▶ [アジア地域向けセミナー](#)

その他


安全保障貿易管理の概要
 ・制度の概要を知りたい方はこちら


申請手続き
 ・許可申請を行おうとする方はこちら


企業等の自主管理の促進
 ・輸出者等遵守基準や輸出管理内部規程について知りたい方はこちら


関係法令
 ・関係法令の条文や規制対象の品目を調べたい方はこちら

キーワードで調べる

外為法改正 | 貨物・技術のマトリクス表 | 輸出管理内部規程 | 輸出者等遵守基準 | 外国ユーザーリスト | [参考情報：政省令-EU規制リスト対比表](#)

新着情報

平成24年 3月28日
 制度
 「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」等の通達改正について

平成24年 3月2日
 意見募集
 「直線軸位置決め精度の申告値について」等の一部改正について（外部サイト：e-gov）

平成24年 2月29日
 その他
 4. 弁、ポンプ等関連 別表第1の3の項(2)、3の2の項(2)等 ＜該当・非該当関係＞ に、半導体製造装置用石英ガラス管に関する質問・回答を追加掲載しました。

平成24年 1月30日
 説明会
 平成23年度 輸出者等遵守基準説明会の情報を更新いたしました。

安全保障貿易管理の概要
[申請手続き](#)
[企業等の自主管理の促進](#)
[事後審査（外為法違反について）](#)
[説明会](#)
[関係法令](#)
[Q&A](#)
[リンク集](#)
[ENGLISH PAGE](#)

申請窓口
 経済産業省 安全保障貿易審査課
 （本館14F東1）
 電話番号：03-3501-2801
 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
窓口の受付時間
 午前：10：00～11：45
 午後：1：30～ 3：30